

八筑医発第26－588号

平成27年1月13日

会 員 各 位

八女筑後医師会長 黒岩 光

担当理事 馬田 裕二

飯塚市子ども医療費支給制度の改正について

平成27年1月から飯塚市の子ども医療費支給制度における対象年齢の拡大による改正が行われる旨、福岡県医師会より通知がありましたのでお知らせ致します。
なお、下記事項は制度改正に伴う留意点です。

記

1. 従来の「小学生就学前までの乳幼児」及び「小学校1年生～小学校3年生修了前までの児童」の医療証と「小学校4年生～中学校3年生修了前までの児童」の医療証が異なります。
※小学校4年生～中学校3年生修了前までの児童の医療証は、有効期間が入院のみの表示になります。
2. 「小学校4年生～中学校3年生修了前までの児童」に対する支給は、入院のみが対象です。対象者が限定されるため、医療証は申請を行った方に対してのみ発行致します。急な入院等で医療証を持っていない場合は、手続きを行って医療証を提示するようご案内をお願いします。
3. 「小学校4年生～中学校3年生修了前までの児童」が一部負担金の支払いまでに医療証を提示しなかった場合は、通常の一部負担金を徴収し、領収証を発行してください。領収証を市役所または支所の窓口に提示することにより、自己負担額を控除した額の支給を申請することができますので、ご案内をお願いします。
4. 重度障がい者医療及びひとり親家庭等医療適用者については、それぞれの制度が優先となります。

※問い合わせ先： 飯塚市役所 医療保険課 医療給付係

TEL 0948－22－5500（代）内線1144